

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の施策の方向性等

資料6

(1) 死因究明に係る人材の育成等(法第10条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
(医師、歯科医師等の育成及び資質の向上)				
1	<p>文部科学省において、国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育拠点整備のための取組を支援しており、法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明等に係る分野を志す者や新たに取組に参画する者を増加させ、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める。</p>	文部科学省	<p>文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援している。</p> <p>また、令和3年度からは、同事業において、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。</p> <p>その結果、令和3年度末時点で、支援する7大学が設置する11の教育コースにおいて、168名の大学院生等を受け入れている。</p> <p>このほか、令和3年度は、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において積極的な法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備が行われている。</p>	<p>文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援している。</p> <p>また、令和3年度からは、同事業において、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。</p> <p>その結果、令和4年度末時点で、支援する7大学が設置する11の教育コースにおいて、168名の大学院生等を受け入れている。</p> <p>このほか、令和4年度も、前年度に引き続き、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において積極的な法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備を行っている。</p>
2	<p>文部科学省において、医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラムで策定された内容の大学への周知を行う際に、本計画等を踏まえた教育内容の充実を要請することにより、卒業時までには学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図る。</p>	文部科学省	<p>文部科学省においては、医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラムに盛り込まれた法医学、歯科法医学、薬毒物分析等に関連する記載について、その内容を大学に周知するとともに、死因究明等推進計画の内容等を踏まえた教育内容の充実を要請している。</p> <p>令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、教育内容の充実を含めた死因究明等に係る取組を要請した。</p>	<p>文部科学省においては、医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラムに盛り込まれた法医学、歯科法医学、薬毒物分析等に関連する記載について、その内容を大学に周知するとともに、死因究明等推進計画の内容等を踏まえた教育内容の充実を要請している。</p> <p>令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、教育内容の充実を含めた死因究明等に係る取組を要請した。</p>

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
3	<p>厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。</p> <p>また、厚生労働省において、日本医師会に委託して、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材を提供すること等により、全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。</p> <p>これらの施策を通じて、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師について、上記研修を受講した者の数を増加させる。</p>	厚生労働省	<p>厚生労働省においては、平成26年度以降、検案を行う医師の死体検案能力の向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会(以下「日本医師会」という。)に委託して、死体検案業務に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に、在宅死等を想定した基礎的な内容の死体検案研修会(基礎)及び大学の法医学教室等における現場実習を含む専門的な内容の死体検案研修会(上級)を実施している。</p> <p>令和3年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、いずれの研修会も、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師がこれらの研修を受講することができるよう、令和2年度から死体検案研修会(基礎)の受講者の募集人員を600人に増加させ(前年度比300人増)、令和3年度からは、死体検案研修会(上級)の受講者の募集人員を300人に増加させた(前年度比150人増)。</p> <p>その結果、令和3年度における死体検案研修会(基礎)の修了者数は543人、死体検案研修会(上級)の修了者数は183人であった。</p>	<p>厚生労働省においては、平成26年度以降、検案を行う医師の死体検案能力の向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会(以下「日本医師会」という。)に委託して、死体検案業務に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に、在宅死等を想定した基礎的な内容の死体検案研修会(基礎)及び大学の法医学教室等における現場実習を含む専門的な内容の死体検案研修会(上級)を実施している。</p> <p>令和4年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、いずれの研修会も、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師がこれらの研修を受講することができるよう、令和3年度から死体検案研修会(上級)の受講者の募集人員を300人に増加させ(前年度比150人増)、令和4年度からは、死体検案研修会(基礎)の受講者の募集人員を1,000人に増加させた(前年度比400人増)。</p> <p>その結果、令和4年度における死体検案研修会(基礎)の修了者数は505人、死体検案研修会(上級)の修了者数は84人であった。</p>
4	<p>厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質向上を図る。</p>	厚生労働省	<p>厚生労働省においては、平成27年度以降、死因究明体制の充実や、疾病予防、健康長寿対策等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断の事例及び人口動態調査表等に記載された死因等の分析結果について検証を行う事業を実施している。</p> <p>令和3年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するために構築したデータベースの運用開始に向けて、その具体的な運用要領等に関する検討を行った。</p> <p>また、法医学者等の有識者を交えて、人口動態調査により集積された人の死亡に関する情報について地理的に分析を行った上、その結果得られた情報を一部の都道府県知事部局に提供し、その有効性等について検討を行った。</p>	<p>厚生労働省においては、死因究明体制の充実や、疾病予防、健康長寿対策等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された死亡時画像診断等の分析結果について検証を行う事業を実施している。</p> <p>令和4年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための具体的手続等について検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用した。</p>
5	<p>警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。</p> <p>また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。</p>	警察庁・海上保安庁	<p>警察においては、都道府県医師会と都道府県警察との協力関係の強化や死体取扱業務の能力向上を目的として、死体の取扱いに関する合同研修会等を積極的に開催している。また、日本医師会が開催する死体検案研修会に検視官等を派遣し、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。</p> <p>令和3年度は、21都道府県警察において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等が開催され、法医学者や検視官等による最新の取扱事例や警察の死体取扱業務の状況に関する説明等の取組が行われた。</p> <p>また、日本医師会が開催する死体検案研修会(基礎)がe-ラーニング形式で行われたところ、埼玉県警察の検視官が講師となって、警察が行う検視や調査等について講義を行う動画を撮影し、提供するなどの協力を行った。</p> <p>海上保安庁においては、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、死体の取扱いに関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。</p> <p>令和3年度は、3海上保安本部において、都道府県医師会等との死体の取扱いに関する合同研修会に参加した。</p>	<p>警察においては、都道府県医師会と都道府県警察との協力関係の強化や死体取扱業務の能力向上を目的として、死体の取扱いに関する合同研修会等を積極的に開催している。また、日本医師会が開催する死体検案研修会に検視官等を派遣し、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。</p> <p>令和4年度は、29都道府県警察(暫定値)において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等が開催され、法医学者や検視官等による最新の取扱事例や警察の死体取扱業務の状況に関する説明等の取組が行われた。</p> <p>また、日本医師会が開催する死体検案研修会(基礎)がe-ラーニング形式で行われたところ、千葉県警察の検視官が講師となって、警察が行う検視や調査等について講義を行う動画を撮影し、提供するなどの協力を行った。</p> <p>海上保安庁においては、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、死体の取扱いに関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。</p> <p>令和4年度は、4海上保安本部において、都道府県医師会等との死体の取扱いに関する合同研修会に参加した。</p>

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
6	<p>検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。</p> <p>また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。</p>	警察庁・海上保安庁	<p>警察及び海上保安庁においては、検案する医師や死亡時画像を読影する医師(次頁において「検案医等」という。)の育成及び資質の向上に資することを目的として、死因・身元調査法第6条の規定に基づく解剖(以下「調査法解剖」という。)や第5条の規定に基づく死亡時画像診断等により得られた結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案医等に結果を還元するよう努めている。</p>	<p>警察及び海上保安庁においては、検案する医師や死亡時画像を読影する医師(次頁において「検案医等」という。)の育成及び資質の向上に資することを目的として、死因・身元調査法第6条の規定に基づく解剖(以下「調査法解剖」という。)や第5条の規定に基づく死亡時画像診断等により得られた結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案医等に結果を還元するよう努めている。</p>
7	<p>厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。</p>	厚生労働省	<p>厚生労働省においては、平成23年度以降、死因究明のためCT等を使用して行う死亡時画像診断について、医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るため、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像撮影・診断に関する法令、倫理、医療安全、技術等について研修する死亡時画像診断研修会を実施している。</p> <p>令和3年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師等が本研修会を受講できるよう、受講者の募集人員を医師・診療放射線技師ともに各300人に増加させた(前年度比各200人増)。</p> <p>その結果、令和3年度における本研修会の修了者数は、医師が263人、診療放射線技師が263人であった。</p>	<p>厚生労働省においては、平成23年度以降、死因究明のためCT等を使用して行う死亡時画像診断について、医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るため、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像撮影・診断に関する法令、倫理、医療安全、技術等について研修する死亡時画像診断研修会を実施している。</p> <p>令和4年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師等が本研修会を受講できるよう、受講者の募集人員を医師・診療放射線技師ともに各1,000人に増加させた(前年度比各700人増)。</p> <p>その結果、令和4年度における本研修会の修了者数は、医師が756人、診療放射線技師が598人であった。</p>
8	<p>厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。また、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。</p>	厚生労働省	<p>厚生労働省においては、平成26年度以降、日本医師会に委託して、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等の検証を行うとともに、その結果を死亡時画像診断に関する研修資料の改善等に活用する小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を実施している。</p> <p>令和3年4月1日時点で、小児死亡事例に対する死亡時画像診断の画像データ等の提供を行うなど、同事業に協力している施設は44施設あり、令和3年度は、これらの施設から、14件の小児死亡事例について死亡時画像診断の画像データ等の提供を受け、分析を行った。</p> <p>また、分析結果を踏まえて、日本医師会のWebサイトに掲載している死亡時画像診断に関するe-ラーニングシステムに画像所見等を掲載し、その内容を充実させた。</p>	<p>厚生労働省においては、平成26年度以降、日本医師会に委託して、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等の検証を行うとともに、その結果を死亡時画像診断に関する研修資料の改善等に活用する小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を実施している。</p> <p>令和4年4月1日時点で、小児死亡事例に対する死亡時画像診断の画像データ等の提供を行うなど、同事業に協力している施設は45施設あり、令和4年度は、これらの施設から、9件の小児死亡事例について死亡時画像診断の画像データ等の提供を受け、分析を行った。</p> <p>また、分析結果を踏まえて、日本医師会に委託して実施している死亡時画像読影技術等向上診断研修会の研修資料を作成しているほか、日本医師会のWebサイトに掲載している死亡時画像診断に関するe-ラーニングシステムに画像所見等を掲載し、その内容を充実させた。</p>
9	<p>死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上を図るため、各都道府県において開催される研修等について、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を進める。</p>	警察庁	<p>警察においては、死亡時画像を診断する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上に資することを目的として、各都道府県において開催される死亡時画像診断に関する研修会等に検視官等を派遣し、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力をを行っている。</p>	<p>警察においては、死亡時画像を診断する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上に資することを目的として、各都道府県において開催される死亡時画像診断に関する研修会等に検視官等を派遣し、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力をを行っている。</p>

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
10	文部科学省において、日本医師会・日本歯科医師会と連携した医師・歯科医師に対する死因究明等に係る定期的な研修会の実施・協力について、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。	文部科学省	文部科学省においては、死因究明等に係る研修会の実施・協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。 令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る研修会の実施・協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。	文部科学省においては、死因究明等に係る研修会の実施・協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。 令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る研修会の実施・協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。
11	都道府県歯科医師会と都道府県警察との合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察の身元確認業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。 また、海上保安庁において、引き続き、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。	警察庁・海上保安庁	警察においては、都道府県歯科医師会と都道府県警察との協力関係の強化や身元確認業務の能力向上を目的として、公益社団法人日本歯科医師会(以下「日本歯科医師会」という。)と協議の上策定した合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、合同研修会等を定期的に開催しており、身元確認作業の訓練や検視官等による死体取扱の状況の説明等を行っている。 令和3年度は、20都道府県警察において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等が開催され、死体からの歯科所見の採取要領等に係る訓練等が行われた。 海上保安庁においては、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、身元確認業務に関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。 令和3年度は、4海上保安本部において、都道府県歯科医師会等との身元確認業務に関する合同研修会等に参加した。	警察においては、都道府県歯科医師会と都道府県警察との協力関係の強化や身元確認業務の能力向上を目的として、公益社団法人日本歯科医師会(以下「日本歯科医師会」という。)と協議の上策定した合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、合同研修会等を定期的に開催しており、身元確認作業の訓練や検視官等による死体取扱の状況の説明等を行っている。 令和4年度は、36都道府県警察(暫定値)において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等が開催され、死体からの歯科所見の採取要領等に係る訓練等が行われた。 海上保安庁においては、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、身元確認業務に関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。 令和4年度は、7海上保安本部において、都道府県歯科医師会等との身元確認業務に関する合同研修会等に参加した。
12	文部科学省において、医学部・歯学部・薬学部における死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例について、各大学医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、積極的に紹介する。	文部科学省	文部科学省においては、基礎研究医養成活性化プログラム等により構築された大学における死因究明等に係る先進的な教育事例等について、その概要を大学に紹介している。 令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る先進的な教育事例等について紹介した。	文部科学省においては、基礎研究医養成活性化プログラム等により構築された大学における死因究明等に係る先進的な教育事例等について、その概要を大学に紹介している。 令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る先進的な教育事例等について紹介した。
13	文部科学省において、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、法や本計画等を通じ、各大学医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、周知を図る。	文部科学省	文部科学省においては、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。 令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知を含めた死因究明等に係る取組を要請した。	文部科学省においては、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。 令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
(警察等の職員の育成及び資質の向上)				
14	警察において、死体取扱業務に専従する検視官及び検視官補助者に対する研修のほか死体取扱業務に従事する全ての警察官に対し、各階級に応じた教養を実施しているところ、これらの教養がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実を図る。	警察庁	警察においては、毎年度、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止することを目的として、死体取扱業務に従事する警察官に対する教育訓練を行っており、警察庁においては、死体取扱業務の専門家である検視官及び検視官補助者に対し、法医学者、歯科法医学者等による講義等を実施している。 また、これらの研修がより効果的なものになるよう、特定非営利活動法人日本法医学会(以下「日本法医学会」という。)と協議を行うなどして、既存の講義内容の見直しを含め、内容の充実を図っている。 このほか、各都道府県警察においては、死体取扱業務に従事する警察官や一般の警察官に対して、死体取扱業務に関する研修を実施している。	警察においては、毎年度、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止することを目的として、死体取扱業務に従事する警察官に対する教育訓練を行っており、警察庁においては、死体取扱業務の専門家である検視官及び検視官補助者に対し、法医学者、歯科法医学者等による講義等を実施している。 また、これらの研修がより効果的なものになるよう、特定非営利活動法人日本法医学会(以下「日本法医学会」という。)と協議を行うなどして、既存の講義内容の見直しを含め、内容の充実を図っている。 このほか、各都道府県警察においては、死体取扱業務に従事する警察官や一般の警察官に対して、死体取扱業務に関する研修を実施している。
15	警察庁において、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図るため、全国会議等における事例発表や効果的な執務資料の作成・配布等を通じて、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図る。	警察庁	警察庁においては、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図ることを目的として、検視官等を対象とした全国会議を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図っている。	警察庁においては、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図ることを目的として、検視官等を対象とした全国会議を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図っている。
16	海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図る。	海上保安庁	海上保安庁においては、海上保安官を大学の法医学教室に一定期間派遣し、大学の教授等の指導の下で解剖への立会い等に従事させることを通じて、法医学に関する高度な知識・技能を習得させる研修(以下「法医学研修」という。)を実施している。 令和3年度は、16大学の法医学教室に17名の海上保安官を派遣した。	海上保安庁においては、海上保安官を大学の法医学教室に一定期間派遣し、大学の教授等の指導の下で解剖への立会い等に従事させることを通じて、法医学に関する高度な知識・技能を習得させる研修(以下「法医学研修」という。)を実施している。 令和4年度は、16大学の法医学教室に17名の海上保安官を派遣した。
17	海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事する海上保安官の知識・技能の維持・向上のための研修を実施しているところ、引き続き、その内容の充実を図る。	海上保安庁	海上保安庁においては、海上保安官に、鑑識業務や死体取扱業務に必要な知識・技能を修得させるとともに、これら業務に係る指導者を養成するため、実習を中心とした専門的な研修(以下「鑑識上級研修」という。)を実施するとともに、法医学等に係る検定を実施している。 また、鑑識上級研修を修了し、検定に合格した者であっても、研修修了後、相当期間が経過した者については、その知識・技能の維持・向上を図るための研修を受講させることとしている。 このほか、海上保安官を、都道府県警察が主催する鑑識業務や死体取扱業務に関する研修に参加させたり、管区海上保安本部に法医学者を講師として迎え、死体取扱業務に関する講義を受講したりするなど、多様な研修機会を通じて、海上保安官の鑑識業務や死体取扱業務に係る知識・技能の維持・向上を図っている。	海上保安庁においては、海上保安官に、鑑識業務や死体取扱業務に必要な知識・技能を修得させるとともに、これら業務に係る指導者を養成するため、実習を中心とした専門的な研修を実施するとともに、法医学等に係る検定を実施している。 また、同研修を修了し、検定に合格した者であっても、研修修了後、相当期間が経過した者については、その知識・技能の維持・向上を図るための研修を受講させることとしている。 このほか、海上保安官を、都道府県警察が主催する鑑識業務や死体取扱業務に関する研修に参加させたり、管区海上保安本部に法医学者を講師として迎え、死体取扱業務に関する講義を受講したりするなど、多様な研修機会を通じて、海上保安官の鑑識業務や死体取扱業務に係る知識・技能の維持・向上を図っている。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
18	<p>警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。</p> <p>また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。 (再掲) 5 参照</p>	警察庁・海上保安庁		
19	<p>都道府県歯科医師会と都道府県警察との合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察の身元確認業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。</p> <p>また、海上保安庁において、引き続き、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。 (再掲) 11 参照</p>	警察庁・海上保安庁		

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(2) 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備(法第11条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
20	<p>文部科学省において、国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援するとともに、令和3年度から、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医・臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。</p> <p>このほか、令和3年度は、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備が行われている。</p> <p>こうした取組の結果、令和3年5月1日時点で、19大学において死因究明等に係る教育及び研究の拠点として、死因究明センターやAiセンターなど死因究明等に関連するセンターが設置されている。</p>	<p>文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援するとともに、令和3年度から、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医・臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。</p> <p>このほか、令和4年度も前年度に引き続き、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備を行っている。</p> <p>こうした取組の結果、令和4年5月1日時点で、19大学において死因究明等に係る教育及び研究の拠点として、死因究明センターやAiセンターなど死因究明等に関連するセンターが設置されている。</p>

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(3) 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備(法第12条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
21	<p>厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求める。</p> <p>なお、このような体制整備の前提として、解剖等を担う法医学者等の人材が不足している地方公共団体によっては、地域の死因究明等に係る関係者で協議し、人材確保策を検討することが必要である。例えば、都道府県医師会と協議して検案体制を整えることや、地域医療対策協議会において地域枠医師等の活用についての検討を行うこと等も考えられる。</p>	厚生労働省	<p>厚生労働省においては、令和3年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事事務局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、死因究明に係る取組に対して財政的支援を行う同省の各種事業の活用を促すとともに、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求めた。</p> <p>また、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月に作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアルにおいても、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題の一つとして、「死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築」を掲げ、その実現に向けた考え方を示した。</p>	<p>厚生労働省においては、令和4年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事事務局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、死因究明に係る取組に対して財政的支援を行う同省の各種事業の活用を促すとともに、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求めた。</p> <p>また、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月に作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアルにおいても、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題の一つとして、「死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築」を掲げ、その実現に向けた考え方を示している。</p>
22	<p>厚生労働省において、死因究明等推進地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを令和3年度中に策定する。また、当該マニュアルを通じて、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画の策定を求め、地域の状況に応じた実効性のある施策の実施とその検証・評価、改善のサイクルの形成を促す。</p>	厚生労働省	<p>厚生労働省においては、地方協議会の設置を促すとともに、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月、死因究明等推進地方協議会運営マニュアル(以下「マニュアル」という。)を策定し、各都道府県に配布した。</p> <p>マニュアルでは、地方協議会を設置する際の具体的な手順、地方協議会における取組事例、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題、死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ等を示しており、今後も、マニュアルの活用を促すなどして、地方公共団体における死因究明等の推進に向けた取組の活性化を図っていくこととしている。</p>	<p>厚生労働省においては、地方協議会の設置を促すとともに、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月、死因究明等推進地方協議会運営マニュアル(以下「マニュアル」という。)を策定し、各都道府県に配布した。</p> <p>マニュアルは、地方協議会を設置する際の具体的な手順、地方協議会における取組事例、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題、死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ等を示したものである。</p> <p>令和4年度は、地方協議会に積極的に参加し、都道府県においてマニュアルを参考にしながら地域の状況に応じた実効性のある施策を検討・実施するよう促した。</p>
23	<p>厚生労働省において、死因究明等に関する各地方公共団体の実態を把握し、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、令和3年度から定期的に、関係省庁の協力を得ながら、地方公共団体の負担を考慮しつつ、施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査を行う。</p>	厚生労働省	<p>厚生労働省においては、死因究明等の実務の主体となる機関等の実態を把握し、施策を効果的に推進するとともに、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、令和4年1月、関係省庁の協力を得て、大学等の法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安庁等における死因究明等に係る体制や死体取扱状況等に関する調査を開始した。</p> <p>今後、同調査の結果を踏まえて、国における死因究明等の推進に向けた検討を行うとともに、各都道府県と調査結果を共有し、地方協議会等における死因究明等の推進に向けた議論の活性化を促すこととしている。</p>	<p>厚生労働省においては、死因究明等の実務の主体となる機関等の実態を把握し、施策を効果的に推進するとともに、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、関係省庁の協力を得て、大学等の法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安庁等における死因究明等に係る体制や死体取扱状況等に関する調査を実施している。</p> <p>今後、同調査の結果を踏まえて、国における死因究明等の推進に向けた検討を行うとともに、各都道府県における死因究明等の推進に向けた議論の活性化を促すこととしている。</p>

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
24	厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。	厚生労働省	<p>厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度当初予算において、新規事業として死因究明拠点整備モデル事業(検案・解剖拠点モデル事業)の実施に要する経費(48百万円の内数)を盛り込んだ。</p> <p>検案・解剖拠点モデル事業は、都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や解剖を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。</p> <p>今後、同事業を推進するとともに、その成果や課題を踏まえつつ、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。</p>	<p>厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度から、死因究明拠点整備モデル事業(検案・解剖拠点モデル事業)を実施している。</p> <p>検案・解剖拠点モデル事業は、都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や解剖を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。</p> <p>令和4年度は、4府県で同モデル事業を実施しているところ、引き続き、同事業を推進し、その成果や課題を踏まえつつ、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。</p>
25	厚生労働省において、地方公共団体に対し、死因究明等推進地方協議会を設置した上で、その地域の状況に応じて、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求める。	厚生労働省	<p>厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」(令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知。以下「計画策定通知」という。)により、各都道府県知事及び各市町村長に対して、政府において死因究明等推進計画が閣議決定されたことを通知するとともに、基本法第5条の地方公共団体の責務に係る規定、基本法第30条の地方協議会の設置に係る規定等に基づき、死因究明等推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図るよう求めた。</p> <p>また、令和3年度中に開催された各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、地方協議会の設置・活用を進め、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求めた。</p> <p>その結果、令和3年度中に3県において新たに地方協議会が開催され、令和4年3月末時点で、地方協議会が開催されたのは43都道府県となった。</p>	<p>厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」(令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知。以下「計画策定通知」という。)により、各都道府県知事及び各市町村長に対して、政府において死因究明等推進計画が閣議決定されたことを通知するとともに、基本法第5条の地方公共団体の責務に係る規定、基本法第30条の地方協議会の設置に係る規定等に基づき、死因究明等推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図るよう求めた。</p> <p>また、令和4年度中に開催された各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、地方協議会の設置・活用を進め、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求めた。</p> <p>その結果、令和4年度中に4県において新たに地方協議会が設置・開催され、令和4年度末時点で、全都道府県において地方協議会が設置・開催された。</p>
26	関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。	厚生労働省・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・海上保安庁	<p>厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」(令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知)により、警察庁刑事局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、法務省刑事局長、文部科学省高等教育局長、海上保安庁海上保安監、公益社団法人日本医師会長及び公益社団法人日本歯科医師会長に対して、各都道府県知事及び各市町村長に宛てて計画策定通知を発送したことを通知するとともに、本件について、その趣旨の了知並びに管下の関係団体及び関係者に対する周知及び協力を依頼した。</p> <p>厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省及び海上保安庁においては、関係機関・団体に対して、文書の発出や会議、研修等での指示等を通じて、地方協議会の設置・活用に向けた協力等を求めている。</p>	<p>厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」(令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知)により、警察庁刑事局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、法務省刑事局長、文部科学省高等教育局長、海上保安庁海上保安監、公益社団法人日本医師会長及び公益社団法人日本歯科医師会長に対して、各都道府県知事及び各市町村長に宛てて計画策定通知を発送したことを通知するとともに、本件について、その趣旨の了知並びに管下の関係団体及び関係者に対する周知及び協力を依頼している。</p> <p>厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省及び海上保安庁においては、関係機関・団体に対して、文書の発出や会議、研修等での指示等を通じて、地方協議会の設置・活用に向けた協力等を求めている。</p>

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
27	<p>関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における検案体制の構築を推進するため、日本医師会による、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。</p>	<p>厚生労働省・警察庁・文部科学省・海上保安庁</p>	<p>警察においては、大規模災害等の発生時における医師の検視・調査の立会いや検案に係る体制を構築することを目的として、平成27年7月に警察庁及び日本医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定」に基づき、日本医師会や都道府県医師会が主催する研修会等に検視官等を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。</p> <p>厚生労働省及び警察庁においては、令和3年7月、日本医師会の主催により開催された都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会に職員を参加させ、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死因究明等推進計画の内容や警察における検視等の体制について説明するとともに、今後の死因究明等の推進に向けた連携等に関し、協力を依頼した。</p> <p>文部科学省においては、令和3年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、警察等の検視・調査への立会いや検案を行う医師のネットワーク強化に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。</p>	<p>警察においては、大規模災害等の発生時における医師の検視・調査の立会いや検案に係る体制を構築することを目的として、平成27年7月に警察庁及び日本医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定」に基づき、日本医師会や都道府県医師会が主催する研修会等に検視官等を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。</p> <p>厚生労働省及び警察庁においては、日本医師会が主催する都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会等の会議の開催時には、職員を派遣し、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死因究明等推進計画の内容や警察における検視等の体制について説明するとともに、今後の死因究明等の推進に向けた連携等に関し、協力を依頼している。</p> <p>文部科学省においては、令和4年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、警察等の検視・調査への立会いや検案を行う医師のネットワーク強化に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。</p>
28	<p>関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。</p>	<p>厚生労働省・警察庁・文部科学省・海上保安庁</p>	<p>厚生労働省においては、平成30年度以降、災害発生時に関係機関・団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の育成等を目的とした研修の開催に要する経費を補助する災害歯科保健医療チーム養成支援事業を実施しており、同研修の内容には、災害時の歯科所見による身元確認についても含まれている。</p> <p>警察においては、大規模災害等の発生時における身元確認業務の体制を構築することを目的として、平成26年11月に警察庁及び日本歯科医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本歯科医師会との協力に関する協定」に基づき、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。</p> <p>警察及び海上保安庁においては、日本歯科医師会が主催している警察歯科医会全国大会の開催時には、職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどして協力関係の強化を図っている。</p> <p>文部科学省においては、令和3年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。</p>	<p>厚生労働省においては、平成30年度以降、災害発生時に関係機関・団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の育成等を目的とした研修の開催に要する経費を補助する災害歯科保健医療チーム養成支援事業を実施しており、同研修の内容には、災害時の歯科所見による身元確認についても含まれている。</p> <p>警察においては、大規模災害等の発生時における身元確認業務の体制を構築することを目的として、平成26年11月に警察庁及び日本歯科医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本歯科医師会との協力に関する協定」に基づき、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。</p> <p>警察及び海上保安庁においては、日本歯科医師会が主催している警察歯科医会全国大会の開催時には、職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどして協力関係の強化を図っている。</p> <p>文部科学省においては、令和4年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。</p>

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実(法第13条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
29	今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、警察庁において、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像等を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができる映像伝送装置の整備・活用に努める。	警察庁	警察においては、今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、警察署捜査員が現場の映像等を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができる映像伝送装置の整備・活用に努めている。	警察においては、今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、警察署捜査員が現場の映像等を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができる映像伝送装置の整備・活用に努めている。 令和5年1月からは、都道府県警察において、映像伝送装置を活用して、検視官が現場臨場の要否や優先順位を判断するなどの取組を試行している。
30	警察庁において、司法解剖及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。)に基づく解剖の実施状況を踏まえるとともに、日本法医学会と調整しながら、同解剖の委託経費に関する必要な見直しを行う。	警察庁	警察においては、毎年、刑事訴訟法第168条等の規定に基づく解剖(以下「司法解剖」という。)や調査法解剖の実施状況を踏まえながら、日本法医学会とも調整を行い、翌年度の解剖の委託経費について必要な見直しを行っている。 こうした見直しを踏まえ、令和4年度当初予算では、司法解剖に要する経費(2,221百万円)及び調査法解剖に要する経費(270百万円)を盛り込んだ。	警察においては、毎年、刑事訴訟法第168条等の規定に基づく解剖(以下「司法解剖」という。)や調査法解剖の実施状況を踏まえながら、日本法医学会とも調整を行い、翌年度の解剖の委託経費について必要な見直しを行っている。 こうした見直しを踏まえ、令和5年度当初予算では、司法解剖に要する経費(2,297百万円)及び調査法解剖に要する経費(289百万円)を盛り込んだ。
31	警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。	警察庁	警察においては、死体取扱業務において必要がある場合も含めて、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を行うことで、その体制の整備を図っている。 各都道府県警察の科学捜査研究所におけるこれら分析機器等の整備状況を踏まえ、令和3年度補正予算では、薬毒物の分析機器の更新に要する経費(202百万円)を、令和4年度当初予算では、鑑定用標準品の整備に要する経費(3百万円)を盛り込んだ。	警察においては、死体取扱業務において必要がある場合も含めて、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を行うことで、その体制の整備を図っている。 各都道府県警察の科学捜査研究所におけるこれら分析機器等の整備状況を踏まえ、令和4年度補正予算(第2号)では、薬毒物の分析機器の更新に要する経費(421百万円)を、令和5年度当初予算では、鑑定用標準品の整備に要する経費(3百万円)を盛り込んだ。
32	警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行う。	警察庁	死因・身元調査法第5条の規定に基づく検査は、原則として、医師の協力を得て行われることから、警察においては、同検査を適切に実施するためにも、都道府県医師会等との合同研修会等を開催するなどして、検視や死体調査に立ち会う医師との連携を強化するよう努めている。 令和3年中に警察が取り扱った死体17万3,220体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは16万2,959体(94.1%)であった。	死因・身元調査法第5条の規定に基づく検査は、原則として、医師の協力を得て行われることから、警察においては、同検査を適切に実施するためにも、都道府県医師会等との合同研修会等を開催するなどして、検視や死体調査に立ち会う医師との連携を強化するよう努めている。 令和4年中に警察が取り扱った死体19万6,103体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは18万4,429体(94.0%)であった。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
33	警察等において、死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係を強化・構築することにより、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実な死亡時画像診断の実施を図る。	警察庁・海上保安庁	警察及び海上保安庁においては、取り扱った死体について、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施できるよう、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の強化・構築に努めている。 警察庁においては、令和3年7月、日本医師会の主催により開催された都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会において、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死亡時画像診断の実施に協力を得られる病院等の確保について協力を依頼した。 なお、令和3年4月1日現在、都道府県警察において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は1,502機関、海上保安部等において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は255機関となっている。 また、令和3年中に警察が取り扱った死体17万3,220体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは1万6,534体(9.5%)、令和3年中に海上保安庁が取り扱った死体276体のうち、同条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは74体(26.8%)であった。	警察及び海上保安庁においては、取り扱った死体について、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施できるよう、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の強化・構築に努めている。 なお、令和4年4月1日現在、都道府県警察において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は1,381機関(暫定値)、海上保安部等において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は259機関となっている。 また、令和4年中に警察が取り扱った死体19万6,103体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは1万8,249体(9.3%)、令和4年中に海上保安庁が取り扱った死体355体のうち、同条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは77体(21.6%)であった。
34	警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築したところ、当該システムを適正かつ効果的に運用する。	警察庁	警察においては、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築し、以降、その適正かつ効果的な運用を図っている。 身元確認照会システムへの各情報の適切な登録、積極的な活用等により身元確認業務を推進したところ、令和3年中の身元不明死体の身元確認件数は191件であった。 なお、令和3年12月31日現在、DNA型データベースに登録している身元不明死体のDNA型記録は7,084件、特異行方不明者等のDNA型記録は7,619件であり、令和3年中に、DNA型データベースに登録された身元不明死体のDNA型記録が身元確認の端緒となった件数は69件であった。	警察においては、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築し、以降、その適正かつ効果的な運用を図っている。 身元確認照会システムへの各情報の適切な登録、積極的な活用等により身元確認業務を推進したところ、令和4年中の身元不明死体の身元確認件数は155件であった。 なお、令和4年12月31日現在、DNA型データベースに登録している身元不明死体のDNA型記録は7,465件、特異行方不明者等のDNA型記録は7,987件であり、令和4年中に、DNA型データベースに登録された身元不明死体のDNA型記録が身元確認の端緒となった件数は74件であった。
35	警察において、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。	警察庁	警察においては、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう、各都道府県警察の科学捜査研究所の鑑定体制の整備を図っている。 令和4年度当初予算では、DNA型鑑定資機材の整備状況等を踏まえて、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に要する経費(3,385百万円)を盛り込んだ。	警察においては、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう、各都道府県警察の科学捜査研究所の鑑定体制の整備を図っている。 令和5年度当初予算では、DNA型鑑定資機材の整備状況等を踏まえて、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に要する経費(3,369百万円)を盛り込んだ。
36	海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を引き続き整備し、検視等の実施体制の充実を図る。	海上保安庁	海上保安庁においては、全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等が多い部署を中心に、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする鑑識官の増員を行うなどして、検視等の実施体制の充実を図っている。 なお、鑑識官の配置に当たっては、鑑識上級研修等を修了して検定に合格した者であり、かつ、法医学研修を修了したものの配置に努めている。 令和3年度は、海上保安部署3部署に鑑識官を増員しており、令和3年4月1日現在、全国の海上保安部署148部署のうち、78部署に鑑識官を配置している。	海上保安庁においては、全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等が多い部署を中心に、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする鑑識官の増員を行うなどして、検視等の実施体制の充実を図っている。 なお、鑑識官の配置に当たっては、鑑識上級研修等を修了して検定に合格した者であり、かつ、法医学研修を修了したものの配置に努めている。 令和4年度は、海上保安部署8部署に鑑識官を増員しており、令和4年4月1日現在、全国の海上保安部署148部署のうち、86部署に鑑識官を配置している。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
37	海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図る。 (再掲) 16参照	海上保安庁		
38	海上保安庁において、引き続き、死体取扱業務に必要な資器材等の整備を図る。	海上保安庁	海上保安庁においては、海上保安部署に、検視室、遺体保存用冷蔵庫等の死体取扱業務に必要な資器材等の整備を図っている。 令和3年度は、海上保安部署3部署に検視室及び遺体保存用冷蔵庫を整備するなどしており、令和4年3月31日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、84部署に検視室が、83部署に遺体保存用冷蔵庫が整備されている。	海上保安庁においては、海上保安部署に、検視室、遺体保存用冷蔵庫等の死体取扱業務に必要な資器材等の整備を図っている。 令和4年度は、海上保安部署2部署に検視室及び遺体保存用冷蔵庫を整備するなどしており、令和5年3月31日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、86部署に検視室が、84部署に遺体保存用冷蔵庫が整備されている。
39	海上保安庁において、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するため、引き続き、都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の強化・構築を図る。	海上保安庁	海上保安庁においては、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するためには、検案を行う医師や大学の法医学教室等の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。	海上保安庁においては、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するためには、検案を行う医師や大学の法医学教室等の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。
40	海上保安庁において、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を実施する必要があると認めるときは、それらを確実に実施できるよう、引き続き、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築を図る。	海上保安庁	海上保安庁においては、身元不明死体の身元確認を行う際に、遺伝子構造の検査を実施するには大学の法医学教室又は都道府県警察の協力が、歯牙の調査を実施するには歯科医師の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県歯科医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。 なお、令和3年中に海上保安庁が取り扱った死体276体のうち、遺伝子構造の検査が行われたものは25体(9%)、歯牙の調査が行われたものは17体(6%)であった。	海上保安庁においては、身元不明死体の身元確認を行う際に、遺伝子構造の検査を実施するには大学の法医学教室又は都道府県警察の協力が、歯牙の調査を実施するには歯科医師の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県歯科医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。 なお、令和4年中に海上保安庁が取り扱った死体355体のうち、遺伝子構造の検査が行われたものは29体(8%)、歯牙の調査が行われたものは32体(9%)であった。

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実(法第14条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
(検案の実施体制の充実)				
41	<p>関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における検案体制の構築を推進するため、日本医師会による、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。 (再掲) 27参照</p>	厚生労働省・警察庁・文部科学省・海上保安庁		
42	<p>厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。 また、厚生労働省において、日本医師会に委託して、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようにホームページ等を通じて教材を提供すること等により、全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。 これらの施策を通じて、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師について、上記研修を受講した者の数を増加させる。 (再掲) 3参照</p>	厚生労働省		
43	<p>厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質向上を図る。 (再掲) 4参照</p>	厚生労働省		

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
44	厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。 (再掲)7参照	厚生労働省		
45	厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。 (再掲)24参照	厚生労働省		
46	厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。また、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる	厚生労働省		
47	検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。 また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。 (再掲)6参照	警察庁・海上保安庁		

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
48	厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成22年度以降、都道府県における死因究明の体制づくりを推進することを目的として、都道府県知事が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業を実施している。 令和3年度は、解剖が行われない死体について感染症等の検査を行う場合もその費用を補助できるよう、補助対象を拡充した。また、35都道府県から、都道府県知事が必要と判断した解剖や死亡時画像診断等の検査又は地方協議会の開催に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。	厚生労働省においては、平成22年度以降、都道府県における死因究明の体制づくりを推進することを目的として、都道府県知事が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業を実施している。 令和4年度は、事業の活用をより広く促すため、令和3年度まで都道府県に限定していた事業の実施主体を拡大した。また、37都道府県から、都道府県知事が必要と判断した解剖や死亡時画像診断等の検査又は地方協議会の開催に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。
49	厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について、引き続き研究を行うとともに、研究成果をとりまとめ、地方公共団体へ還元する。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について検討を行っている。 令和3年度は、検案料支払い基準を人件費、旅費、検案費用に分類して積算する方法について検証が行われた。今後、検案に携わる医師等の関係者の意見を聞きながら更なる検討が加えられる予定である。	厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について検討を行っている。 令和4年度は、警察業務に協力または検案の現場を担う医師を対象としてヒアリング調査を行った。
50	厚生労働省において、死因等に関する情報を正確に把握し、効果的に施策に反映することができるよう、死亡診断書(死体検案書)の様式等について必要な見直しを行うとともに、死亡診断書(死体検案書)の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、死亡診断書等の様式や電子的交付について検討を行っている。 令和3年度は、死亡診断書等の電子的交付について、法的・技術的課題を整理するとともに、その実証実験に向けた検討が行われたほか、死亡診断書等の様式について、その改善と情報の利活用について検討が行われた。 このほか、同年度は、厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)により、「死亡診断書の電子的交付を推進する基盤整備に係る研究」を推進しており、その中で、医療機関と市区町村の間で利用されている既存の文書交換システムを利用して、死亡診断書をオンラインで提出する仕組みの実証研究が行われた。 厚生労働省においては、これらの研究を踏まえつつ、関係省庁と連携して、死亡診断書等の電子的交付について検討を進めている。	厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、死亡診断書等の様式や電子的交付について検討を行っている。 令和3年度は、厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)により、「死亡診断書の電子的交付を推進する基盤整備に係る研究」を推進しており、その中で、医療機関と市区町村の間で利用されている既存の文書交換システムを利用して、死亡診断書をオンラインで提出する仕組みの実証研究が行われた。 令和4年度は、死亡診断書等の電子的交付の一連のプロセスにおける課題や留意点を抽出し、技術上・運用上の課題とともに整理を行った。 厚生労働省においては、これらの研究を踏まえつつ、関係省庁と連携して、死亡診断書等の電子的交付について検討を進めている。
51	厚生労働省において、死体検案が専門的科学的知見に基づき適正に実施されるよう、引き続き、死体検案に従事する一般臨床医等が、死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談することができる体制を全国的に運用し、その普及啓発を図る。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成30年度以降、一般臨床医等が検案業務に当たった的確な判断を行えるよう、日本医師会に委託して、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っている。 令和2年度までは、一部の地域を対象にするなど試行的な運用を行っていたが、令和3年度から、全国的な運用を開始しており、地方協議会等の場において、同事業の普及啓発を図っている。	厚生労働省においては、平成30年度以降、一般臨床医等が検案業務に当たった的確な判断を行えるよう、日本医師会に委託して、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っている。 令和2年度までは、一部の地域を対象にするなど試行的な運用を行っていたが、令和3年度以降、全国的な運用を開始しており、地方協議会等の場において、同事業の普及啓発を図っている。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
52	<p>文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>文部科学省においては、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じての協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学に要請している。</p> <p>令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じての協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。</p>	<p>文部科学省においては、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じての協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学に要請している。</p> <p>令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じての協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。</p>

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
(解剖等の実施体制の充実)				
53	厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。 (再掲) 24参照	厚生労働省		
54	厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査等を行うための施設・設備を整備する費用を支援する。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成22年以降、死因究明体制の推進を図ることを目的として、死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する死亡時画像診断システム等整備事業を実施している。 令和3年度は、1県から、感染症対策が施された解剖台の設置に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。	厚生労働省においては、平成22年以降、死因究明体制の推進を図ることを目的として、死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する死亡時画像診断システム等整備事業を実施している。 令和4年度は、日本法医学会等を通じて同事業の更なる周知、活用を図った。 その結果、6府県から、CT画像診断装置の購入に要する経費等に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。
55	厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。 (再掲) 48参照	厚生労働省		
56	文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。 (再掲) 52参照	文部科学省		

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(6) 死因究明のための死体の科学調査の活用(法第15条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
(薬物及び毒物に係る検査の活用)				
57	厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力をを行う。	厚生労働省		
58	厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査等を行うための施設・設備を整備する費用を支援する。 (再掲)54参照	厚生労働省		
59	厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。	厚生労働省		
60	厚生労働省において、死因究明に係る薬毒物検査における標準品の必要性や、必要とされる標準品が整備される方策について検討を行い、一定の方向性を明らかにする。	厚生労働省	厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度予算において、新規事業として死因究明拠点整備モデル事業(薬毒物検査拠点モデル事業)の実施に要する経費(48百万円の内数)を盛り込んだ。 薬毒物検査拠点モデル事業は、大学の法医学教室や検案を行う医師等が連携し、公衆衛生の観点から薬毒物検査を実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。 今後、同事業を推進するとともに、その成果や課題を踏まえつつ、薬毒物検査における標準品の必要性等を含め、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。	厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度から、死因究明拠点整備モデル事業(薬毒物検査拠点モデル事業)を実施している。 薬毒物検査拠点モデル事業は、大学の法医学教室や検案を行う医師等が連携し、公衆衛生の観点から薬毒物検査を実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。 令和4年度は1大学で同モデル事業を実施しているところ、引き続き、同事業を推進し、その成果や課題を踏まえつつ、薬毒物検査における標準品の必要性等を含め、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。
61	警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備を図る。また、必要に応じて法医学教室等の機関とも連携を図る。 (再掲)31参照	警察庁		

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
62	警察において、簡易検査キットを用いた予試験の徹底、複数の簡易薬物検査キットの活用等薬物検査の充実を図るとともに、現場の状況等から必要があると認めるときは、科学捜査研究所において、本格的な定性検査を実施しているところ、引き続き、必要と認められる場合に、必要な定性検査の確実な実施を図る。	警察庁	警察が死体の取扱いに際して実施する薬物検査には、死体取扱現場で行われる簡易検査と科学捜査研究所等で行われる本格的な定性検査がある。警察においては、死体取扱現場において、薬物及び毒物を検知することができる簡易薬物検査キットを用いた予試験を徹底することや、複数の簡易薬物検査キットを活用するなど薬物検査の充実を図るとともに、必要があると認めるときは、科学捜査研究所等において、分析機器による本格的な定性検査を実施している。 令和3年中に警察が取り扱った死体17万3,220体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬物検査が行われたものは16万2,959体(94.1%)であり、科学捜査研究所等において分析機器による検査が行われたものは9,478体(5.5%)であった。	警察が死体の取扱いに際して実施する薬物検査には、死体取扱現場で行われる簡易検査と科学捜査研究所等で行われる本格的な定性検査がある。警察においては、死体取扱現場において、薬物及び毒物を検知することができる簡易薬物検査キットを用いた予試験を徹底することや、複数の簡易薬物検査キットを活用するなど薬物検査の充実を図るとともに、必要があると認めるときは、科学捜査研究所等において、分析機器による本格的な定性検査を実施している。 令和4年中に警察が取り扱った死体19万6,103体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬物検査が行われたものは18万4,429体(94.0%)であり、科学捜査研究所等において分析機器による検査が行われたものは8,611体(4.4%)であった。
63	警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行う。 (再掲) 32参照	警察庁		
64	海上保安庁において、簡易検査キットを用いた薬物検査を実施しているところ、引き続き、必要があると認めるときは確実に薬物に係る定性検査の実施を図る。	海上保安庁	海上保安庁においては、死体の取扱いに際して、死体から採取した体液又は尿中の薬物の有無を確認するため、簡易検査キットを用いた薬物検査を積極的に実施しているほか、必要があると認めるときは、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託し、薬物に係る定性検査を実施している。 令和3年中に海上保安庁が取り扱った死体276体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づき薬物検査が行われたものは53体(19.2%)であり、このうち、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託して、分析機器による検査が行われたものはなかった。	海上保安庁においては、死体の取扱いに際して、死体から採取した体液又は尿中の薬物の有無を確認するため、簡易検査キットを用いた薬物検査を積極的に実施しているほか、必要があると認めるときは、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託し、薬物に係る定性検査を実施している。 令和4年中に海上保安庁が取り扱った死体355体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づき薬物検査が行われたものは45体(12.7%)であり、このうち、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託して、分析機器による検査が行われたものはなかった。
65	文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。 (再掲) 52参照	文部科学省		

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
(死亡時画像診断の活用)				
66	厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。 (再掲) 24参照	厚生労働省		
67	厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査等を行うための施設・設備を整備する費用を支援する。 (再掲) 54参照	厚生労働省		
68	厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。 (再掲) 48参照	厚生労働省		
69	厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。 (再掲) 7参照	厚生労働省		
70	厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。また、検証した結果に基づき、死亡時画像診断	厚生労働省		

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
71	警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行う。 (再掲) 32参照	警察庁		
72	警察等において、死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係を強化・構築することにより、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実な死亡時画像診断の実施を図る。 (再掲) 33参照	警察庁・海上保安庁		
73	文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。 (再掲) 52参照	文部科学省		

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(7) 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備(法第16条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
74	関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。 (再掲)28参照	厚生労働省・警察庁・文部科学省・海上保安庁		
75	警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築したところ、当該システムを適正かつ効果的に運用する。 (再掲)34参照	警察庁		
76	警察において、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。 (再掲)35参照	警察庁		
77	警察庁において、大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照合が可能となるよう、日本歯科医師会と必要な調整を図り、歯科医師に対する照会要領を定めるなど、平素から所要の準備を進める。	警察庁	警察においては、身元不明死体の歯科所見を端緒とした身元確認に資するため、都道府県歯科医師会と連携して、歯科所見情報の照会要領を定めるなど、所要の準備を行っている。	警察においては、身元不明死体の歯科所見を端緒とした身元確認に資するため、都道府県歯科医師会と連携して、歯科所見情報の照会要領を定めるなど、所要の準備を行っている。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
78	<p>厚生労働省において、歯科医療機関が保有する歯科診療情報を身元確認へ活用するための大規模データベースの構築に向けて、「口腔診査情報標準コード仕様」により標準化した口腔診査情報を効率的・効果的に収集するための方策について、関係法令との整合性を図りつつ個人情報等の取扱いも含めて検討するとともに、電子カルテ等への「口腔診査情報標準コード仕様」の実装を推進するため、全国の歯科医療関係者に周知を行うなど、標準化された歯科診療情報を収集・活用するための整備を図る。また、電子カルテ等に保存されている口腔診査情報以外の歯科診療情報の活用の可能性についても検討を行う。</p>	<p>厚生労働省(歯科保健課)</p>	<p>厚生労働省においては、歯科情報による身元確認作業の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様(歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。)の作成を開始し、令和3年3月、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用したほか、歯科医療関係者を対象とした研修会を開催するなどして、標準コード仕様の周知等を行っている。</p> <p>また、令和3年度は、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向けて、歯科情報の利活用推進事業において、レセプトデータから作成した標準コード仕様による個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理した。</p> <p>引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。</p>	<p>厚生労働省においては、歯科情報による身元確認作業の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様(歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。)の作成を開始し、令和3年3月、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用した。令和3年度は、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向け、歯科情報の利活用推進事業において、レセプトデータから作成した標準コード仕様による個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理した。</p> <p>令和4年度は、歯科医療機関に対して、現状のレセプト提出方法やデジタルレントゲン装置の導入状況等についてのアンケート調査を実施し、身元確認データベースの構築・運用に向けた課題の抽出及び整理を行った。また、歯科情報を活用した身元確認データベースの構築、運用には、データの提供者となる歯科医療機関等の理解等が重要であることから、歯科医療機関等職員を対象に研修を開催し、歯科診療情報の標準化の意義や必要性等の普及・啓発を行った。</p> <p>引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。</p>
79	<p>海上保安庁において、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を実施する必要があると認めるときは、それらを確実に実施できるよう、引き続き、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築を図る。(再掲)40参照</p>	<p>海上保安庁</p>		

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(8) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進(法第17条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
(死因究明により得られた情報の活用)				
80	警察等において、死因・身元調査法に基づき、明らかになった死因がその後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報する。	警察庁・海上保安庁	警察及び海上保安庁においては、死因・身元調査法第9条の規定に基づき、同法第4条第2項の規定による調査、同法第5条第1項の規定による検査又は同法第6条第1項の規定による解剖により明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するよう努めている。 令和3年中の、警察における同法第9条の規定に基づく通報件数は1,497件であり、海上保安庁における同条の規定に基づく通報はなかった。	警察及び海上保安庁においては、死因・身元調査法第9条の規定に基づき、同法第4条第2項の規定による調査、同法第5条第1項の規定による検査又は同法第6条第1項の規定による解剖により明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報している。 令和4年中の、警察における同法第9条の規定に基づく通報件数は2,045件であり、海上保安庁における同条の規定に基づく通報はなかった。
81	厚生労働省において、関係法令との整合性を図りつつ、解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースを構築し、異状死死因究明支援事業等を通じてその登録件数を拡大する。また、製品事故等の社会的問題を発見した場合には、関係行政機関への速やかな連絡を行う。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成27年度以降、死因究明体制の充実や疾病予防、健康長寿対策等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報の分析・検証を行う事業を行っている。 令和3年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するために構築した解剖・死亡時画像診断全国データベースシステムについて、これを利用することが想定される大学の法医学教室や県の知事部局等の意見を聞きながら、その具体的な運用要領等に関する検討を行った。	令和4年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための具体的手続等について検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用した。
82	厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質向上を図る。	厚生労働省		

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
83	<p>警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。</p> <p>また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。</p> <p>(再掲)5参照</p>	警察庁・海上保安庁		
84	<p>死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上を図るため、各都道府県において開催される研修等について、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を進める。</p> <p>(再掲)9参照</p>	警察庁		
85	<p>検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。</p> <p>また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。</p> <p>(再掲)6参照</p>	警察庁・海上保安庁		
86	<p>厚生労働省において、死因等に関する情報を正確に把握し、効果的に施策に反映することができるよう、死亡診断書(死体検案書)の様式等について必要な見直しを行うとともに、死亡診断書(死体検案書)の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。</p> <p>(再掲)50参照</p>	厚生労働省		

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
87	厚生労働省において、予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)の実施体制の整備について試行的に実施しているところ、死亡検証により得られた子どもの死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の在り方について検討を行い、一定の方向性を明らかにする。	こども家庭庁(・内閣府・警察庁・法務省・文部科学省)	<p>予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。))は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするものである。</p> <p>厚生労働省においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)や基本法が施行されたことを踏まえ、内閣府、警察庁、法務省及び文部科学省と連携しつつ、令和2年度に7府県(群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県及び高知県)でCDR体制整備モデル事業を開始した。令和3年度は2道県(北海道及び福島県)で新たに同事業を開始しており、令和4年3月末現在、これら9道府県で試行的にCDRの実施体制を整備している。</p> <p>今後、同事業を推進するとともに、事業の結果を踏まえて、CDRの体制整備に向けた検討を進めていくこととしている。</p>	<p>予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。))は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするものである。</p> <p>厚生労働省においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)や基本法が施行されたことを踏まえ、内閣府、警察庁、法務省及び文部科学省と連携しつつ、令和2年度より、CDRの体制整備に向けた検討を進めるため、都道府県を実施主体としてCDR体制整備モデル事業を開始した。また、CDRの推進に当たっては、CDRそのものについての国民の理解が重要であることから、令和4年度には、新たに広報啓発事業として、CDRの意義、取組等を紹介するシンポジウムを開催するとともに、厚生労働省ウェブサイトにも、こどもの命を守るための予防策の一覧や動画等を掲載した特設サイトを開設した。</p> <p>なお、令和5年4月、上記事業については、厚生労働省からこども家庭庁に移管されているが、今後も引き続きCDRの体制整備等に向けた検討を進めていくこととしている。</p>

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
88	厚生労働省において、地方公共団体による虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に資するよう、医療機関及び法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報を共有することについて周知を図る。	子ども家庭庁	厚生労働省においては、虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の地方公共団体による分析に資するよう、医療機関や大学の法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報が共有されるよう、その具体的な方法等について警察庁及び法務省と協議を行った。 今後、その協議結果を踏まえつつ、虐待による児童の死亡事案の情報共有について、関係機関・団体への周知を図ることとしている。	厚生労働省においては、虐待により子どもが心身に著しく重大な被害を受けた事例の地方公共団体による分析に資するよう、医療機関や大学の法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報が共有されるよう、その具体的な方法等について警察庁及び法務省と協議を行い、令和4年4月に関係機関・団体へ通知を發出して、その周知を行った。 また、児童相談所と医療機関や大学の法医学教室等との連携については、令和4年6月の児童福祉法(昭和23年法律第164号)の改正により、都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置等に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学(大学の学部を含む。)、児童福祉施設、当該措置に係る子どもが在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとされ、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないことと規定された。児童相談所長等が協力を求めることができる関係機関として、「医学に関する大学(大学の学部を含む。)」が規定されたことで、法医学教室等が、児童虐待対応において児童相談所と連携する機関であることが法令上明確にされた。これにより、児童相談所が法医学教室等に対し、児童虐待が疑われる子どもが外傷を負うに至った原因や経緯及び重症度等に関する意見を求めることや、子どもを法医学教室等に同行させることが可能な場合には、全身の診察により児童相談所が把握している傷のほか外傷があるか等についても意見を求めること等を実施することが可能となっている。令和6年4月に施行される当該児童福祉法の改正内容とその趣旨については、令和4年8月に関係機関・団体へ通知して、連携の一層の強化を図っている。
(死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進)				
89	司法解剖等の犯罪捜査の手術が行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第47条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努める。	警察庁・法務省・海上保安庁	警察、検察庁及び海上保安庁においては、犯罪死体等の犯罪捜査の手術が行われた死体について、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配慮しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うよう努めている。	警察、検察庁及び海上保安庁においては、犯罪死体等の犯罪捜査の手術が行われた死体について、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配慮しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うよう努めている。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
90	<p>犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなど丁寧な説明に努める。</p>	<p>警察庁・海上保安庁</p>	<p>警察及び海上保安庁においては、犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつ、死因・身元調査法第10条の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなどして丁寧な説明に努めている。 また、死体の調査、解剖等に関する手続等を記載したパンフレットを作成・活用するなどして、遺族等の心情に配慮した適切な対応に努めている。</p>	<p>警察及び海上保安庁においては、犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつ、死因・身元調査法第10条の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなどして丁寧な説明に努めている。 また、死体の調査、解剖等に関する手続等を記載したパンフレットを作成・活用するなどして、遺族等の心情に配慮した適切な対応に努めている。</p>
91	<p>解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努める。</p>	<p>警察庁・海上保安庁</p>	<p>警察及び海上保安庁においては、遺族等への死因等の説明に際して、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を踏まえた対応に努めている。</p>	<p>警察及び海上保安庁においては、遺族等への死因等の説明に際して、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を踏まえた対応に努めている。</p>

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
92	遺族等からの要望があった場合には、死亡診断書(死体検案書)の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきであることを、死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルに記載しているところ、日本医師会等を通じてその旨を周知する。	厚生労働省	<p>厚生労働省においては、医師が死亡診断書(死体検案書)を作成するに当たっての留意事項等をまとめた死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルを発行しており、その中で、遺族等からの要望があった場合、死亡診断書(死体検案書)の内容について遺族へできるだけ丁寧に説明を行うことなどについて記載し、その周知を図っている。</p> <p>令和3年度は、地方協議会や日本医師会主催の都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会等を通じ、各都道府県医師会からの参加者等に対して、遺族等からの要望があった場合には、死亡診断書又は死体検案書の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきであることについて、検案に携わる医師への周知を依頼した。</p>	<p>厚生労働省においては、医師が死亡診断書(死体検案書)を作成するに当たっての留意事項等をまとめた死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルを発行しており、その中で、遺族等からの要望があった場合、死亡診断書(死体検案書)の内容について遺族へできるだけ丁寧に説明を行うことなどについて記載し、その周知を図っている。</p> <p>令和4年度は、同マニュアルを厚生労働省のホームページに掲載してその周知を図った。</p>

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(9) 情報の適切な管理(法第18条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
93	死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に対して情報管理の重要性を周知徹底すること等を通じて、その適切な管理を図る。	厚生労働省・警察庁・法務省・文部科学省・海上保安庁	<p>厚生労働省においては、令和3年度中に開催された地方協議会、日本医師会主催の都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会等を通じ、それぞれの参加者に対して、死因究明により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に情報管理の重要性を周知徹底するよう依頼した。</p> <p>文部科学省においては、令和3年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性を含む死因究明等推進計画の趣旨等を周知した。</p> <p>警察、検察庁及び海上保安庁においては、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮しつつ、個人情報の管理に関する法令等に基づき、死因究明等により得られた情報の適切な管理に努めている。</p>	<p>厚生労働省においては、令和4年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、それぞれの参加者に対して、死因究明により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に情報管理の重要性を周知徹底するよう依頼した。</p> <p>文部科学省においては、令和4年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性を含む死因究明等推進計画の趣旨等を周知した。</p> <p>警察、検察庁及び海上保安庁においては、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮しつつ、個人情報の管理に関する法令等に基づき、死因究明等により得られた情報の適切な管理に努めている。</p>